

### 新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、6月30日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

#### 一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

#### 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

**フリーダイヤル ☎0120-565-653**

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

\*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

#### 都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

**ナビダイヤル ☎0570-550-571**

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

**聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396**

相談票に記入のうえ、送信



#### 発熱などの症状がある方の相談先

##### かかりつけ医がいる場合

**必ず電話で**日頃受診している医療機関にご相談ください。

##### かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

#### 東京都発熱相談センター

**☎5320-4592**または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

#### 墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

\*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 \*混雑時は電話がつながりにくい場合あり \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページで閲覧可

#### 後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

#### 墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

**[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191**

\*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



### 新型コロナワクチン 4回目接種予約枠空き情報

現在実施中の4回目新型コロナワクチン接種の予約枠を増やしました(7月30日までのファイザー製ワクチン・武田/モデルナ製ワクチン)。

**[接種対象者]**3回目接種後5か月が経過している▶60歳以上の方 ▶18歳～59歳の方で、基礎疾患を有する方や、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いと医師が認める方**[予約方法]**事前に墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル(コールセンター)☎0120-714-587 \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む) \*墨田区専用予約システムからも申込可 \*詳細は区ホームページを参照

墨田区専用予約システム



区HP

区HP(やさしい日本語)



### 取扱いを一部変更します 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

**金額** 右記の対象世帯に1世帯当たり10万円 \*対象1～3での重複受給は不可

**問合せ** 墨田区住民税非課税世帯等臨時特別給付金専用ダイヤル☎4332-1759

\*受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時 \*7・8月は土・日曜日、祝日も受け付け可 \*最新情報や詳細は区ホームページを参照



**対象1(拡充)** 6月1日時点で、世帯全員の令和4年度特別区民税(均等割)が非課税の世帯のうち、本給付金を受給していない世帯

**申込み** 対象1に該当すると見込まれる世帯へ区から順次送付する、確認書の内容を確認のうえ、同封の返信用封筒で9月30日(必着)までに返送

**対象2(継続)** 3年12月10日時点で、世帯全員の令和3年度特別区民税(均等割)が非課税の世帯

**申込み** 対象2に該当すると見込まれる世帯へ区から順次送付する、確認書の内容を確認のうえ、同封の返信用封筒で9月30日(必着)までに返送

**対象3(一部変更)** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて4年1月以降の家計が急変し、対象1の世帯と同様の状況にあると認められる世帯

**申込み** 申請書と必要書類を、郵送で9月30日(必着)までに〒130-8640 厚生課臨時特別給付金担当へ \*申請書は区ホームページから出力可(出力が難しい方は専用ダイヤルへ)

### ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

### 保険料額決定通知書を送付します 後期高齢者医療制度

#### 令和4年度の保険料額

対象となる方へ、令和4年度の「保険料額決定通知書」を今月中旬に送付します。納付書で納める方には対象期間の納付書を同封しますので、各納期限までに納めてください。

なお、保険料の納付方法は、口座振替に変更できますので、お問い合わせください。また、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免については、同封のお知らせをご確認ください。

#### 社会保険料控除

保険料は、所得税や住民税を計算する際に社会保険料として控除できます。なお、社会保険料控除は、公的年金からの特別徴収の場合は本人に適用されますが、口座振替の場合は、口座名義人に適用されます。

#### キャッシュカードによる口座振替受け付け

問合せ先へキャッシュカードをお持ちいただくと、口座振替の手続きができます。詳細はお問い合わせください。

#### 延滞金の徴収・還付加算金の加算

納期限内に納付しなかった場合、納期限の翌日から納付までの日数に応じて、延滞金を保険料に加算して徴収します。また、保険料の変更等により、すでに納付した保険料に還付金が生じた場合は、還付加算金を加算することがあります。

**[問合せ]** 国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当☎5608-8100

### 決定通知書を送付します 介護保険料

65歳以上の方の令和4年度介護保険料(年額)が決定しました。この保険料額は、確定した今年度の住民税課税状況に基づき算出したもので、4月～5年3月の1年間分です。対象となる方には、今月中旬に「介護保険料通知書(決定通知書)」を送付します。

介護保険料の納付方法は原則、公的年金からの特別徴収です。ただし、▶老齢(退職)・遺族・障害年金の年額が18万円未満の方 ▶65歳の誕生日から6か月以上経過していない方 ▶区に転入して6か月以上経過していない方 ▶介護保険料が減額になった方 などは、納付書や口座振替で納める普通徴収となります。納付書で納める方には、決定通知書に7月～9月分の納付書を同封します。各納期限までに、問合せ先、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納めてください。また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免申請書類を同封しますので、併せてご確認ください。

**[問合せ]** 介護保険課資格・保険料担当(区役所4階)☎5608-6937

### 送付します 介護保険負担割合証

8月1日時点で要介護(要支援)認定を受けている方と、介護予防・生活支援サービスを受けている方に、新しい「介護保険負担割合証」(薄緑色)を送付します。介護サービスを利用している方は、

ケアマネジャーまたは事業所、入所中の施設に負担割合証をご提示ください。現在お持ちの負担割合証は、8月1日以降に、問合せ先や各出張所へ持参するか、郵送でご返却ください。

**[問合せ]** 〒130-8640 介護保険課給付・事業者担当(区役所4階)☎5608-6149

### 8月に更新します 国民健康保険の高齢受給者証

#### 高齢受給者証の更新

国民健康保険に加入している70歳～74歳の方に新しい高齢受給者証を郵送します。年度途中で後期高齢者医療制度へ移行する方の高齢受給者証の有効期限は、75歳になる誕生日の前日です。

#### 自己負担割合と軽減

高齢受給者証と被保険者証を提示することで、自己負担割合は2割(現役並み所得者は3割)となります。自己負担割合が3割の方で、次のいずれかに該当する場合は、申請により自己負担割合が2割になります。申請方法等の詳細は、お問い合わせください。

**[対象]**▶同じ世帯に属する70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計が520万円未満(単身世帯では収入383万円未満)の方 ▶同じ世帯の方が後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、新たに3割負担となった方のうち、住民税課税所得が145万円以上、かつ収入が383万円以上であり、後期高齢者医療制度へ移行した方も含めた収入の合計が520万円未満の方

**[問合せ]** 国保年金課こくほ資格係☎5608-6121